

○国土交通省告示第七百五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年七月十九日

国土交通大臣 大島 章宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道417号改築工事（冠山峠道路・福井県今立郡池田町田代37字冠谷地内から同町田代35字鷹巣谷地内まで）及びこれに伴う砂防設備付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 福井県今立郡池田町田代38字今ブロ谷、25字紺屋淵、24字堅平及び35字鷹巣谷地内
- 2 使用の部分 福井県今立郡池田町田代37字冠谷、42字田代、38字今ブロ谷、25字紺屋淵及び35字鷹巣谷地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県揖斐郡揖斐川町塚字塚奥山地内から福井県今立郡池田町田代35字鷹巣谷地内までの延長7.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道417号改築工事（冠山峠道路）及びこれに伴う砂防設備付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道417号改築工事（冠山峠道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される砂防設備の従来機能を維持するための付替工事は、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第3条第3号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間外の区間であるが、国土交通大臣は、同法第27条第1項の規定により道路管理者の権限を代行していることなどから、

起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道417号（以下「本路線」という。）は、大垣市を起点とし、越前市、鯖江市等を経由して、福井県南条郡南越前町に至る延長約153kmの路線であり、岐阜県西部と福井県中南部とを連絡する幹線道路である。

本路線の沿線のうち、岐阜県揖斐郡揖斐川町及び福井県今立郡池田町（以下「本件地域」という。）は、岐阜県と福井県の県境に位置しており、本路線は、地域住民の生活道路としての役割とともに、本件地域において通過交通を担う道路として両県間の連携及び交流に大きな役割を果たすことが期待されている。

しかしながら、岐阜県と福井県との県境は急峻な地形であることなどから、本件区間は不通区間となっており、現在は、代替路として林道冠山線及び林道塚線（以下「両林道」という。）が利用されているものの、これらは林道規程（昭和48年林野庁長官通知）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない箇所が多数存在するなど線形が悪いうえ、冬期間に通行止めとなるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている状況にある。

本件事業の完成により、線形の良好な道路が新たに整備されることから、走行距離及び所要時間の短縮とともに、冬期間における通行止めの解消が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音等による影響を検討したところ、本件区間及びその周囲は山間部であり、沿線に住居等が存在しないことなどから、いずれの項目においても、本件事業による影響はないものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が平成22年3月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ及び天然記念物であるイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びオオタカ等が確認されている。このうち、カモシカについては、計画路線は生息域を主にトンネルで通過することな

どから影響は小さいが、起業者は、トンネル部以外における移動経路の確保等の保全措置を講ずることとしている。また、イヌワシ、クマタカ及びオオタカについては営巢がそれぞれ確認されているが、起業者は、有識者等からなる環境調査委員会の指導及び助言を受け、モニタリング調査を実施し、低騒音・低振動型機械を使用するなど生息環境に十分に留意しながら工事を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン等の生育が確認されているが、計画路線周辺には生育していないことなどから、影響はないとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形の良い道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第4級の規格に基づき、2車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、中間ルート案（以下「申請案」という。）のほか、申請案より西側のルート案及び東側のルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び施工延長が3案中中位であるものの、橋梁及びトンネルの総延長が短いことから施工期間が最も短くなること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う砂防設備の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、代替路として現在利用されている両林道は線形が悪く、冬期間の通行止めが実施されていることなどから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長等からなる冠山トンネル（国道417号）早期開通促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福井県今立郡池田町役場